

日程	時間	場所
(吾北地区) 5月11日 (日)	9:00~ 9:10	若宮バス車庫前
	9:15~ 9:25	柿藪集会所
	9:30~ 9:35	上古江長磯橋前
	9:40~ 9:50	津賀谷集会所
	10:00~10:05	中央小学校上広場
	10:10~10:15	下寺野バス停
	10:20~10:25	本郷農道入口
	10:35~10:45	上大久保防火水槽
	11:00~11:05	曾我製材所前
	11:15~11:25	大久保尋光氏宅横広場

日程	時間	場所
(吾北地区) 5月11日 (日)	11:35~11:40	西川集会所
	11:42~11:45	中平農道入口
	13:05~13:35	中央公民館西側駐車場
	14:00~14:05	川窪消防屯所
	14:15~14:25	伊守川 川村武夫氏宅前
	14:30~14:35	馬路集会所
	14:45~14:55	清水土居集会所
	15:00~15:20	清水公民館
	15:35~16:00	すば一く吾北
	16:10~16:20	下八川小学校

死亡、転出入、譲渡など、飼い犬、飼い主に異動があった場合は速やかにご連絡をお願いします。また、飼い犬の新規登録申請は接種会場でもできますが、混雑を避けるため、なるべく右記で事前に申請をお済ませください。

▶ 問い合わせ

環境課 ☎ 893-1160
吾北総合支所ほけん福祉課 ☎ 867-2312
本川総合支所ほけん福祉課 ☎ 869-2114

- 平成18年10月1日現在の現況が前回請求時と変更の無い方
- 戦傷病者の方が平成8年10月1日から平成15年3月31日までの間に亡くなられた方
- ◎ 新たに戦傷病者の妻になられた場合
- 平成13年4月2日から平成

お知らせ
戦傷病者の妻の方々へ
特別給付金が支給されます

戦傷病者を永年介護されてきた妻のご苦労に対し、国として慰藉を行うことを目的として、戦傷病者の妻に支給するものです。戦傷病者とは、次の給付を受けている方です

- 恩給法による増加恩給・傷病年金・特例傷病恩給・傷病賜金
- 戦傷病者戦没者遺族等援護法による障害年金・障害一時金又は、旧令共済組合特別措置法による傷病年金・一時金(障害程度第5款症以上)

15年4月1日までの間に、夫が戦傷病者として、上記増加恩給等の受給権を取得した方

○ 平成13年4月2日から平成15年4月1日までの間に、戦傷病者として、上記増加恩給等を受給している者と婚姻された方

請求期間
平成21年9月30日まで
請求・問い合わせ
福祉課
(すこやかセンター伊野内)
☎ 893-3810
吾北総合支所ほけん福祉課
☎ 867-2312
本川総合支所ほけん福祉課
☎ 869-2114



戦没者等のご遺族に対する特別弔慰金の請求はお済みですか?

請求期間は平成20年3月31日までです。この期限を過ぎますと、法律の規定により、特別弔慰金を受ける権利が消滅します。対象者で未請求の方は早めに請求してください。

対象者
戦没者の死亡当時のご遺族

で、平成17年4月1日において、公的扶助料や遺族年金等を受ける方がいない場合に、次の順番による先順位のご遺族お一人。

- 1 弔慰金の受給権者
- 2 戦没者等の子
- 3 ①父母 ②孫 ③祖父母 ④兄弟姉妹
- 4 右記3以外の除かれます。
- 5 右記1〜4以外の三親等内の親族
(戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上生計関係を有していた方に限られます)

支給内容
額面40万円、10年償還の記名国債

請求・問い合わせ
福祉課
(すこやかセンター伊野内)
☎ 893-3810
吾北総合支所ほけん福祉課
☎ 867-2312
本川総合支所ほけん福祉課
☎ 869-2114